

改正離島振興法の特徴と意義



明治大学教授

小田切徳美

1959年神奈川県生まれ。東京大学大学院博士課程単位取得退学。博士(農学)。同大学院助教授を経て、2006年から明治大学農学部教授。専門は農村政策論、地域ガバナンス論。農業問題研究学会代表幹事、過疎問題懇談会座長(総務省)、国土審議会委員(国土交通省)等を兼任。離島振興法改正検討会議(全国離島振興協議会)委員長を務めた。

底上げされた「配慮事項」

改正離島振興法は、二〇二三年四月一日に施行され、その期限も一〇年間延長された。一九五三年制定の同法は、今回の新法にまで七〇年間もつながるもので、わが国の地域振興立法の草分けである。しかし、このような長年にわたる離島振興にもかかわらず、依然として進行する人口減少と高齢化に加え、産業構造、就業構造の変化は加速しつつあり、離島の暮らしと経済はさらに厳しさを増している。

そうした中で改正は、単純な期限延長のみでなく、さらなる充実が期待されていたが、制定された新法は、現場の声と現実を踏まえた、いくつかの重要な改正が行なわれている。

以下、特徴的な点を見ていきたい。

まず、注目されるのは施策に直接かかわる「離島に対する各種配慮規定」(第十条から十八条)のいくつかの項目で「かさ上げ」が図られたことである。条文中に「配慮」と「特別の配慮」という表現があるが、新たに「医師の確保等の医療の充実」や「高度情報通信ネットワークの充実」が「特別の配慮」に加わった。旧法では、交通、教育について規定されていたものが医療、通信にまで広がり、離島の条件不利性への配慮は、暮らしと経済のかなりの部分にまで拡大した。

さらに、新たに「小規模な離島への配慮」(第十七条の六)が加わり、新法では「人口規模によらない離島振興」という姿勢が明確化されている。

都道府県の役割の明確化

振興上の枠組みにも前進が見られ、特に二点が注目される。ひとつは、改正法に「都道府県の責務」（第一条の三）が書き込まれたことである。今も、離島を多く擁する諸県においては、県庁内に離島振興のためのセクションが設置され、支援が積極的に行なわれている。他方で、「一部離島」の市町村が多い都道府県では、離島振興は市町村内の課題とされてしまうこともあった。そうした中で、都道府県による離島振興の根拠がこのように明示されたことの意義は大きい。

実は「都道府県の責務」は、二〇二一年に制定された新過疎法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）でも規定されている。その背景には、大都市と過疎地域の「まち・むら」格差と同時に、過疎地域間での格差、つまり「むら・むら格差」の拡大があった。離島と同様に、過疎地域でも大都市の若者を中心とした移住が活発化しているものの、それが特定地域に集中する現象が生じている。そのため、移住者や後述する関係人口が地域づくりとつながっている事例を横展開する必要があり、広域自治体の都道府県はその役割にふさわしい。離島に引きつけて言えば「しま・しま格差」の緩和であり、そのためにも「都道府県の責務」の条文に明記された「市町村相互間の広域的な連携の確保」は重要になろう。

「離島関係人口」の位置づけ

もうひとつは、第一条「目的」の「地域における創意工夫を生かすとともに離島と継続的な関係を有する島外の人材も活用しつつ」という表現で、いわゆる関係人口が位置づけられたことである。

離島における関係人口の重要性については、本誌でもしばしば紹介されている。今回の法改正にあたって政策提言を行なった全国離島振興協議会の「離島振興法改正検討会議報告書」（二〇二一年六月）では、「離島の地域社会を維持し、無人化を防止するためには、U・J・I・ターン等の移住定住に限らず、地域社会との関わりを維持・拡大し、『新たな担い手』を確保することが求められている」と指摘されていた。

離島に限らず、関係人口が、地域づくりと連携する事例が各地で進んでいる。このような中で、新法があえてそれを条文化した意義は大きい。離島こそ、関係人口が積極的にかかわる場であることを法律が示し、また活動を支援する根拠となるからである。その窓口としての「アイランダー（主催：国土交通省・日本離島センター）」などの取り組みがさらに充実し、また各地で実施されることが期待される。

このように新法は、離島振興上の新しい枠組みを示しており、それは地域で求められていることでもあろう。